

平成21年度 建築基準整備促進補助金事業

20. 建築の質の向上に関する検討

「建築設計・工事監理に関する業を担う観点からの提案」

報 告 書

平成22年3月

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

目 次

I	はじめに	1
II	調査・検討の内容	
1.	建築の基本理念に関する事項	2
	・基本理念の共有	2
	・公共的価値の創造	2
	①安全、安心、健康で、快適な生活空間の創造	2
	②健全な経済活動の基礎となる社会空間の創造	3
	③歴史や景観を担う文化空間の創造	3
	④地球環境への負荷を低減する持続的な環境空間の創造	3
2.	基本理念を実現するための基本的施策の方向性	4
	(1) 建築士事務所法の創設	4
	(2) 多様なニーズに対応できる基準体系のもとで専門資格者制度の再整備	5
	(3) 建築のライフサイクル全般で建築の質を維持・向上させる施策中心への転換	6
3.	関係者の責務及び役割に関する事項	7
	(1) 建築の関係者の分類	7
	(2) 国民の責務と役割	8
	(3) 国及び地方公共団体の責務と役割	8
	(4) 建築物の所有者、管理者、利用者の責務と役割	9
	(5) 建築主、建築に関わる発注者の責務と役割	9
	(6) 建築に関わる事業者の責務と役割	9
	(7) 建築に関わる事業者の団体の責務と役割	10
	(8) 建築に関わる専門家の責務と役割	11
	(9) 建築に関わる専門家の団体の責務と役割	11
4.	主要な基本的施策及び仕組みに関する事項	12
	(1) 設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割を法的に位置付ける	12
	(2) 建築設計等の事業者を法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定する	17
	①資格者法による規制の枠を超える仕組みが必要	17
	②「建築士法」と「建築士事務所法」の分離	18
	③設計賠償責任保険の加入義務化	19
	④管理建築士の責任と権限の在り方を再整備	20
	(3) 専門分化の進展に対応する設計等の専門資格者制度	21
	(4) 設計等業務に関する民間専門家等と行政との役割分担の明確化	22
5.	建築基本法制定に向けた4つの提案(まとめ・順不同)	23
	<報告書の概要>	
	・「建築設計・工事監理に関する業を担う観点からの提案」<報告書の概要>	25
	<参考資料>	
	・法令による開業規定(届出・登録・許可・認可)等の一覧	27
	・法令による管理者の責任と権限等の一覧	31
	・業務独占資格者の指示等のもとで業務を行う専門資格者の例	34
	・法令による事業者団体等に関する規定一覧	38
	・調査・検討の経過	41
	・委員会等名簿	42

I はじめに

建築に関する法規制の根幹をなしている建築基準法と建築士法は、いずれも戦後間もない時代に制定され、その大綱は大きく変わることなく現在まで続いてきた。社会環境、経済環境が大きく変化していく中で様々な細部に亘る項目が追加・補足され、その体系はしだいに複雑になって建築基準関係法令は建築士にとっても理解が困難なものとなり、一般市民には全く難解な内容になっている。先の構造計算書偽装事件はその難解さの隙をついて行われ、多くの審査機関が発見できる体制になっていなかった。市民の間では、建築基準法は国が最低レベルとする基準を定めたものであるという認識が全くもたれておらず、この基準さえ守れば良質な建築が担保されるという誤解を招いている。さらに近年は、建築の商業活動の側面が偏重される傾向が強まって、質の確保の阻害要因になっているものもある。

ここに改めて良い建築とは何かの本質に立ち戻った議論の上で真に国民の為の安全で安心できる健康的な生活の場となる建築を定義し直して、広く国民のコンセンサスを作り上げることが必要である。良質な建築を創造することは、良質な社会を築くことである。本基本法部会は(社)日本建築士事務所協会連合会建築設計制度等対応特別委員会のもとに構成され、2009年6月より17回の会議において議論を重ね、有識者等のヒアリング結果も踏まえ、本報告書として編纂したものである。

調査検討の実施方法

「建築の質の向上に関する検討」というテーマは、様々な立場から、それぞれ異なるアプローチを試みることが可能である。建築の文化的側面、産業的側面からのアプローチや建築物の品質という観点から物理的な性能を検討することも可能であるし、環境面から地域や都市全体の問題として捉えることも可能である。

この調査・検討は、「建築設計・工事監理に関する業を担う観点」から、建築の質の向上に関する提言を行う。

当連合会は建築の設計と工事監理を業として行う事業者を会員とする協会の連合会であり、その構成員の建築士事務所の事業者としての立場は、建築生産及び維持管理システムの中で様々な関係者や専門家の考えや技術、知識を束ね、建築構想を具体的な計画としてとりまとめ、建築へ統合し構築して維持する過程で中心的な役割を担うことである。こうした建築生産及び維持管理システムの中の統括者の視点から、建築の質を向上させるための方策を調査し、考察するものである。

建築は個人住宅から都市に至るまで広範な分野にまたがる概念であり、住生活や生産活動に関わるものから商業活動、健康福祉等に関わるもの、文化や宗教活動に関わるもの等、多様な用途に分けられる。この調査・検討は、様々な分野において建築がどのような過程、システムによってかたちづくられ、維持されているかを検証し、各々において事業者としての建築士事務所がどのように機能しているかを分析した上で、建築の質の向上を実現するために必要な建築設計・工事監理に関する業のあり得べき姿と業に関連する仕組みを検証することを目的とする。

II 調査・検討の内容

1. 建築の基本理念に関する事項

基本理念の共有

建築の質の向上を目指すためには、建築に対する基本理念を定め、広く国民に理解され、建築に関する施策の基本的な基準と位置付けて、建築に関わるすべての者が実現に向けて協力しあうことが求められる。

良い建築、良い住環境、良い都市環境とは、人々が安全で安心できる健康で文化的な生活を送れる基盤となる空間を意味する言葉であることは言をまたない。しかし、具体的にどのような基準で判定して「良い」と判断するかは、極めて困難であいまいな問題を孕んでいる。多くの人々は、伝統的な名建築や人々が憧れるヨーロッパの都市空間に漠然と良い建築や美しい都市空間のイメージを描いてきた。そのほとんどは永い年月の中で多くの人々の評価を得て、良い建築や良い都市環境のイメージを獲得してきたもので、現代の建築や都市空間が多くの人々から等しく評価を得られることは極めて少ない。共通の評価基準は、どのようにして創り上げられてきたか、また地域や状況によってどのように変化してきたかを顧みるところにテーマのカギがある。

建築や都市空間は、ある時代の人々の生活パターンとその時代の価値観や感性が空間的に統合され、表現されて、環境を構成できた時に一種の統一感を感じさせてくれる結果、美しい街並、楽しい空間として評価されている。その時代のその地域の人々が共有できる生活の価値観が成立して始めて、良い生活空間の共通のイメージが鮮明になってくる。人々が共有できる公共的価値としての建築のイメージを創り上げることが必要であり、人々が求めている良い建築、良い都市環境を具体的に提案できるプロフェッションとその制度、仕組みが必要となる。

こうして人々に評価される建築は社会的な存在となり、人々の生活の一部となって、世代を超えてその地域の生活環境のバックボーンとなる。機能は変化し使われ方は移り変わっても建築や都市環境の存在そのものは変わらない。そのような建築は社会資産となって個人の私権を超えた存在になっていく。そしてやがては公共的に価値ある建築として人々が認識するようになる。

多くの人々が共有できる基本理念として、下記の公共的価値の創造を提案する。

公共的価値の創造

下記に示す**公共的価値**を創造し、具現化した質の高い建築を実現し、維持していくことを基本理念とする。

- ① **安全、安心、健康で、快適な生活空間**の創造
- ② **健全な経済活動**の基礎となる**社会空間**の創造
- ③ **歴史や景観を担う文化空間**の創造
- ④ **地球環境への負荷を低減**する**持続的な環境空間**の創造

① 安全、安心、健康で、快適な生活空間の創造

公共的価値のある空間とは、まず憲法で保障されている安全で健康で文化的な生活を送れる空間であることが必要である。構造上の安全性は建築にとっての第一義的な性能である。構造計

算書偽装事件が起した社会的なパニックは、人々が建築は損壊しないものという固定概念をもっていることを証明している。その上に防災上の安全性が求められる。地震はもちろん台風や火山爆発による土石流や洪水から人々の生活空間を守れるか否かも建築の在り方にかかっている。又その中で生活する人々にアスベストやホルムアルデヒド等によるシックハウス症候群におかされない健康な生活を保障し、ある程度の空間の広がりがあり、読書や音楽・美術鑑賞にも適したゆとりある文化的な生活を送れることが必要である。

② 健全な経済活動の基礎となる社会空間の創造

全ての建築は社会的に価値ある空間であらねばならない。生産拠点としての建築は合理性に富み、充分機能的で且つ周辺環境に貢献できるものでなければならないし、商業空間は人々に賑わいと楽しさを与え変化に対応できるシステムが必要となる。業務活動の場となる空間は知的生産性を充分向上できる等、アメニティの高い空間を構成しなければならない。同時に人々の精神的欲求を満足させる文化的な空間であるとともに健康を促進し保持するための空間構成が求められる。これらは、全て社会の経済活動の基礎となる空間であり、このような空間が創造され維持されてはじめて健全な経済活動が期待できる。

③ 歴史や景観を担う文化空間の創造

伝統ある地域の生活環境は各々その地域の固有の風土から醸成された永い生活習慣と伝統文化の結果として価値ある空間を形成している。

その地域、その街区に文化的な空間環境を創造させる新しい建築基準を整備させ、未来に向けてその過去の遺産を継承し、又は発展させる仕組みをつくる必要がある。伝統的建築の価値と定義を明確にし、その建築を生かし、それらと調和する新たな建築が果たすべき役割と基準を明確にし、そうした基準に合致した建築が実現できる審査、認可の仕組みをつくることが求められる。

設計者を始めとする建築の創造と維持管理に関わる多くの人々が風土と伝統と慣習を深く理解し、その地域にふさわしい景観を生み出し、未来につながる都市空間を創造していくことが重要である。

④ 地球環境への負荷を低減する持続的な環境空間の創造

高度に文明的な生活環境をつくる為に膨大なエネルギーを消費し、それを担う石油資源が枯渇していき、同時に大量のCO₂排出によって地球環境が劣化している。その文明的な生活を確保した上で地球環境への負荷をかけない技術を開発し、駆使して持続的な環境を創造し維持していく上で主要な役割を担うことも建築に課せられた重要な使命である。

建築は、長期にわたり土地に固定され存在し続けて、その機能を発揮し、周辺環境を形成していくものであり、単に建築主一代かぎりのニーズを満たすだけの存在ではない。建築の長寿命化が求められる今後の持続可能な社会においては、これらの公共的価値は、なくてはならない重要な価値基準となる。

2. 基本理念を実現するための基本的施策の方向性

基本理念に掲げた公共的価値を具現化して質の高い建築を創り出し維持していくためには、次に掲げる方向の基本的な施策が必要になる。

公共的価値を具現化した質の高い建築を実現するためには、二つの方向の基本的施策が必要となる。一つめは、質の高い建築を発意し、計画し、設計し、施工して、管理、維持していくための生産及び維持プロセスの各段階で必要となる基準整備や技術開発の促進、ノウハウの蓄積・普及などに関する施策である。二つめの方向は、これら一つめの施策が整備されたなかで、建築生産や維持管理に関わる多くの事業者が、効率的で機能的な協働により質の高い建築を創造し維持していくために最適な仕組み、制度を整備し維持していくことである。

ここでは、「建築設計・工事監理に関する業を担う観点」から、主に後者の方向の基本的施策を取り上げて、下記のテーマにスポットをあてた検討を行い、提案する。

- (1) 建築士事務所法の創設に関すること
- (2) 多様なニーズに対応できる基準体系のもとで専門資格者制度の再整備に関すること
- (3) 建築のライフサイクル全般で建築の質を維持・向上させる施策中心への転換に関すること

(1) 建築士事務所法の創設

建築に関する多くの関係者の責務及び役割を明確にし、それぞれの関係者が責務を果たし、それらを有機的に統合する中心的役割を担う設計等の事業者として建築士事務所を法的に位置付ける。

建築士法、建築基準法の制定当時と異なり、建築技術の高度化及び建築設計等の専門分化が進んだ現在では、個人の建築士だけでなく、複数の建築士や多様な専門技術者等の協働により設計等が実施されることが一般化しており、その協働を統括する役割を建築士事務所が担っている。今後、専門分化が一層進むことが予想され、広範囲に亘る建築に関する業務を統括する役割が益々重要になり、建築生産及び維持管理においても同様に建築士事務所が、事業者間の調整を担う中心的役割を担っている。

また、建築主から依頼を受けて契約責任を果たすのは、建築士個人ではなく建築士事務所であり、その代表者の開設者である。

建築の生産システムは産業の中でもユニークなシステムになって発展してきた。一つ一つの建築が全く異なった条件、状況の中で創られるため、極めて伝統的な生産システムであったものが、コンピューターにより膨大な情報を一括制御できるようになり、設計業務の初期の段階から完成建築物の全ての情報をインプットし、計画から設計、施工まで一貫して情報をコントロールし、同時にコストをコントロールするシステムが採用されるようになってきた。このような生産システムの劇的な改革の中では、プロジェクトを統括する機能が益々重要になり、こうした機能を担っていく建築士事

務所には、大きな責任と莫大な工事費をコントロールする高い能力が求められる。

建築士事務所は、建築士及び他の様々な専門技術者を統括し、施工者、専門メーカーと協働し、プロジェクトをまとめ上げていく立場として法的に位置づけられる必要がある。又、社会的存在となった完成建築物を永く維持させていく責務も生じてくるため、こうした役割を担う者は、資格者個人の存在を超えて継続できる社会的な事業者としての位置付けが求められ、その役割は建築士事務所が担うべきである。

このように建築士事務所を建築設計等の事業者主体として法的に位置づけて設計等の業を体系化する「建築士事務所法」の制定が必要になる。(4. 主要な基本的施策及び仕組みに関する事項の(1)及び(2)で詳述)

(2)多様なニーズに対応できる基準体系のもとで専門資格者制度の再整備

従来の最低限の建築基準に加え、建築の基本理念を実現するうえで求められる**多様なレベルのニーズに対応できる基準体系等**に再構築する。

- ・基本理念を実現した質の高い建築を目標とする基準を定めて、現行の最低基準との整合を図り、建築計画の目的に合わせて適切に選択できる仕組みを構築し、全体的に、より高い質の建築へと誘導する。
- ・上記のような基準の見直しに伴い、法規制と民間技術基準の適正な組み合わせによる新たな基準体系を構築し建築性能の評価制度を確立する。
- ・様々な専門技術を駆使して多様な建築の質を構築する為の専門家の資格制度を再整備する。

建築基準法は、第2次世界大戦後の混乱の中で早急に住環境を整備し、当座の生活を成立させることから出発し、戦後の復興においては一定の成果を上げできた。その後我が国は、高度経済成長期を経て世界第2の経済大国に成長したが、その基本的枠組みは変わることはなかった。多くの人々は、現在の日本人の生活環境が世界第2の経済大国としてふさわしいものとは感じていない。人々は、もっと豊かな美しい生活環境を求め、それにふさわしい良質な建築を確保する術を求めている。こうしたニーズに応える施策として、最低限の基準に加えて、人々や地域が選択することが可能な更に上質の基準を整えて、各々がふさわしい生活環境を確保できる方策を講じる必要がある。整備する上質な基準は、いくつかのレベルに応じたものを設定し、建築主は求めるレベルを選択し、設計者はその目的達成に見合った妥当な技術的手法で計画することによって、真に人々が求める建築に到達することができる。

こうした基準を整備するためには、一般消費者の多様なニーズに対応できる選択可能な基準として再整備する必要がある。このため大枠を定める法体系のもとで、法規制と民間の技術基準の適正な組み合わせによる基準体系の創設など民間を最大限活用できる仕組みと審査システムを確立し、民間専門家と行政との役割分担を明確にする必要がある。

また、こうしたニーズに応えるためには、選択可能な上質な基準の整備に併せて、すさまじい勢いで進む技術革新を、建築の創造に向けて駆使できるように様々な専門資格者を社会的に位置づける必要があるため、専門技術者等の法的位置付けを再整理することが求められる。(4. 主要な基本的施策及び仕組みに関する事項の(3)で詳述)

(3) 建築のライフサイクル全般で建築の質を維持・向上させる施策中心への転換

新築に対する規制が中心であった施策から、計画、設計、建築生産、維持管理の長期にわたる**建築のライフサイクル全般において、建築の質を維持・向上させる施策中心**へと転換する。

- ・維持管理の分野から、川上の計画、設計、建築生産などに対する技術的要求を満たす新技術の開発を促進し、必要に応じて基準化する。
- ・建築物の所有者や管理者が変わった場合を含め、長期間、建築物の価値を維持・向上させるうえで必要となる改修、維持管理等に関する基準や仕組みを整備する。

地球環境を維持し、CO₂削減等の環境問題を解決するには、建築を長期間使い続けていくことが重要な課題となる。

建設関連分野からのCO₂の排出量は、全排出量の約 1/3を占めるといわれている。建築を長寿命化し、長期間使いつづけていくことによって地球環境保全に大きな役割を果たすことができる。建築の長寿命化には、第1に堅固で安全な骨格構造が必要である。第2に堅固で劣化しない建築材料の使用、第3に更新しやすい設備システム、清掃等のメンテナンスの容易な外装材・内装材等である。更に長期間の使用に耐えるためには、機能の変化に柔軟に対応できる空間のボリュームが必要になる。機能の変化による必要スペースをフレキシブルに展開可能な平面と高さを十分に確保していなければならない。そのような建築システムを構築するためには、構成する全ての部材の耐用度を計算し、その耐用度に応じた部材組合せの基本システムとしなければならない。

建築資材から設備機器、配管、配線等膨大な部品や部材は全世界から集まってくるため、それらの性能を統一的、客観的に検証できる基準の整備が求められる。そうした基準に照らして綿密な組み合わせを作り出すことが設計者に課せられた重要な課題になる。

その為には様々な専門技術者を統率し、卓越した技術力を駆使して建築物を完成させ、その後の使用法、維持管理システム、長期保全計画、エネルギー消費管理、用途変更、増改築等々に亘り、その建築が存続する限り守り育て関わりつづけていく責任体制が求められる。そのような責任体制を仕組みとして定着させることが、良質で持続的な環境空間の創造へ繋がる。

こうした使命を担っていかなければならないのが建築士事務所である。

3. 関係者の責務及び役割に関する事項

建築は、人間生活に欠くことのできない生活環境の重要な一部であり、国民全てが、その関係者といえるほど深く関わっている。基本理念を実現して質の高い建築を創り出し維持していくためには、これら多くの建築に関わる関係者の責務及び役割を明確にして、それぞれの関係者が役割を理解し、相互に協力しあっていかなければならない。

建築の質は、発注する建築主の意志により決定されるが、計画する建築の質を定めて、それを実現してゆくには、高度な専門的知識と技術を必要とするため、建築に関わる業務を受託又は請負う事業者及びその中で業務に従事する専門家の役割が極めて大きい。

一方、完成した建築の質を適正に維持しつづける観点からは、所有者、管理者及び建築を使う利用者にも大きな役割がある。

このように、たくさんの建築に関わる関係者が、それぞれの責務及び役割を果たすことで、質の高い建築を実現し、適正に維持していくことが可能になる。建築の質の向上を図るには、建築に関わる多くの関係者が基本理念を共有し、それぞれの責務・役割を理解し協力しあっていくことが不可欠である。

(1) 建築の関係者の分類 - それぞれの役割を理解し、協力しあっていかなければならない関係者

- ・国民
- ・国、地方公共団体
- ・建築物の所有者、管理者、利用者
- ・建築主及び建築に関わる発注者
- ・設計事業者、施工事業者、建材事業者、不動産事業者、維持管理事業者などの建築に関わる事業者
- ・設計事業者の団体、施工事業者の団体、建材事業者の団体、不動産事業者の団体、維持管理事業者の団体などの建築に関わる事業者の団体
- ・建築士、建築関連技術者などの建築に関わる専門家
- ・建築士の団体、建築関連技術者の団体などの建築に関わる専門家の団体

建築を取り巻く関係者は、当該建築物への様々な関与等の程度によって、上記のように分類される。

このうち、建築に関わる事業者とは、建築に関連する様々な業務を他人の求めに応じて報酬を得て、業として行う者(事業者)をいう。

この事業者は大きく次のように分類される。

- ①建築物の企画・設計・工事監理を行う事業者……設計事業者等
- ②建築物の建設工事及び建築物の部材の製作等を行う事業者……施工事業者、建材事業者等
- ③建築物の維持管理を行う事業者……維持管理事業者

④建築物の売買(分譲を含む)等を行う事業者……不動産事業者、デベロッパー等

これら建築に関わる業を適正かつ確実に行うためには、建築に関わる高度な技術力の確保が必要であるが、これらの業務は極めて専門的であり、また高度化かつ専門分化しており、事業者には業種に応じてそれぞれ異なる専門技術者等の専門家が必要である。

建築士、建築関連技術者などの建築に関わる専門家とは、業を行う事業者あるいは事業者に所属する者として、又は業に直接従事しない場合も含めて、専門的業務に関する知識や技能を有する者(個人)をいう。

以上の分類に基づいて、各関係者について、次のとおり責務と役割を明らかにする。

(2)国民の責務と役割

- ・国民は、建築の公共的価値に対する理解を深め、共有し、次世代へ伝えていくよう努めなければならない。
- ・基本理念の実現に向けた国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

建築が私財であったとしてもその公共的価値を認識し理解を含め、さらにその公共的価値を国民全体と共有し、次世代に伝えていく必要がある。

建築に対する国民の理解と協力が質の高い建築物の構築に欠かせないことは明らかである。また、基本理念の実現に向けて策定される国及び地方公共団体の施策に積極的に参加することが求められる。

(3)国及び地方公共団体の責務と役割

- ・国は、基本理念に沿って、建築に関する基本施策を総合的に策定し、実施するとともに、必要な**法制上、財政上及び金融上の措置**を講じなければならない。
- ・地方公共団体は、基本理念に沿って、地域固有の生活文化の継承を考慮した建築に関する地域基本施策を総合的に策定し、実施するとともに、必要な**条例等を基本理念に沿うように整備**し、国及び地域住民と協力して基本理念を実現するよう努めなければならない。
- ・国及び地方公共団体の発注による公共建築は、**優れた質を備えた建築を実現できる公正で透明な手続きによる適正な契約**によらなければならない。

国及び地方公共団体には、国民もしくは住民に対しての行政主体者としての責務と自ら発注者として国民や住民への明確な説明責任を果たす責務がある。

前者については、必要な施策の策定と実施、必要な法制上の措置等を明らかにし、後者については、優れた質の公共建築を実現できる公正な手続きによる適正な契約を行うことを定め、従来の安易な価格入札等の発注方式にならないようにしなければならない。特に国及び地方公共団体が直接建築主となる場合は、国民に率先し基本理念の実現に努めなければならない。その結果、国民は国や地方公共団体の施策に賛同する。

(4) 建築物の所有者、管理者、利用者の責務と役割

- ・建築物の所有者、管理者、利用者は、建築の公共的価値を共有し、基本理念に沿って適正に維持管理又は利用するように努めなければならない。

これまでの建築基準法等の法体系では、主に新築について詳細な規定が示されており、建築物の所有者の責務は明らかにされている場合が多いが、管理者、利用者や建築の維持管理については十分とはいえない。建築を永続して使用するという視点では、特に近年の賃貸ビルや雑居ビルの事故等の事例を考えると建築物の適正な管理や利用が重要なテーマである。

(5) 建築主、建築に関わる発注者の責務と役割

- ・建築主、建築に関わる発注者は、建築の公共的価値を共有し、基本理念に対する理解を深めなければならない。
- ・公正な手続きにより、基本理念に沿って**設計事業者及び施工事業者の選定**を行うよう努めなければならない。
- ・基本理念の実現に必要な**適正な対価を支払う**よう努めなければならない。

建築主の責務については、これまで基準法等の法体系では最低限の基準を守る責務しか示されておらず、その結果、必ずしも質の高い建築物の実現に向けた建築主の責務は示されてこなかった。このため、質の高い建築物の実現に向けた建築主の認識が必要である。

また、事業者の選定と適正な対価は、昨今の建築紛争や苦情の状況、さらには構造計算書偽装事件等を踏まえると、建築事業者側への一方的な責務だけではなく、発注者側も正しい事業者選定と必要且つ適正な対価の認識がぜひ必要である。建築に係る事業者の業務の適正化にかかる措置や事業者の建築主に対する十分な説明努力義務を位置づけることと合わせ、建築主の責務を位置づけることが必要である。

(6) 建築に関わる事業者の責務と役割

- ・建築に関わる事業者のうち建築の設計及び工事監理を行う建築士事務所は、多様な専門技術者等が協働する建築生産や維持管理の事業者間において、それぞれの**機能を十分に発揮**させるように**調整する役割**を担わなければならない。
- ・建築に関わる事業者は、基本理念の実現の意義に対する理解を深め、**建築士事務所の調整**のもとで、事業者間の協働による建築の公共的価値の向上に努めなければならない。
- ・建築士事務所は、建築の質の確保に係る責任と役割の大きさを認識し、**建築主等に業務の内容及び建築について十分な説明**を行い、その理解を得るように努めなければならない。
- ・建築に関わる事業者は、**公正かつ適正な競争に努め**、建築の公共的価値の実現を阻害する不適正な対価による業務を実施してはならない。

建築技術はさまざまな専門技術をベースにした総合化技術といわれる。

建築に関わる事業者は、設計・工事監理から施工及び保守、維持管理等にわたり、多様である。その専門技術も設計・工事監理、施工、維持管理といった時間軸で分けられるものの他、意匠、計画、構造、設備など多分野の専門技術者が参画している。

こうした建築の特性から、建築の設計及び工事監理を行う建築士事務所は、多様な専門技術者等が協働する建築生産の事業者間における機能的調整役を担うことにより、トータルな建築の質の確保を図ることができる。

建築に関わる事業者は、基本理念の実現の意義に対する理解を深めるとともに、建築士事務所の調整のもとで、事業者間の協働による建築の公共的価値の向上に努めなければならない。

建築士事務所は、建築士や多様な専門家が設計等を行う事業者として、建築の質の確保に係る責任と役割の大きさを認識し、建築主等に業務の内容及び建築について十分な説明を行い、その理解を得よう努めなければならない。技術的、専門的知識のない建築主に対し十分な説明を行い、業務の内容を理解してもらうことにより、紛争の事前防止はもちろん、基本理念に沿った、より質の高い建築物の実現が可能となる。

また、構造計算書偽装事件などで見られるように、不適正な対価による不適正な設計や施工を防止するためには、公正かつ適正な競争に努め、建築の公共的価値の実現を阻害する不適正な対価による業務を実施してはならないことを明らかにすべきである。

(7) 建築に関わる事業者の団体の責務と役割

- ・建築に関わる事業者の団体は、**事業者の自立的取組みを尊重**しつつ、事業者と建築主との間に生じた苦情解決の体制を整備し、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援、その他の**建築主等の信頼を確保**するための自主的な活動に努め、事業者に対する**団体による自律的監督体制**を確立し、基本理念の実現に向けて積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

建築設計・工事監理、施工等の業務については、高度な専門的知識が必要であり、一般消費者との情報の非対称性や完成後の姿が一般の人にはわかりにくいなどの状況もあり、事業者と建築主との間の紛争が依然多く、信頼が低下している状況である。

このようななか、建築事業者の行う業務の適正化や消費者の保護を図るためには、一義的には事業者自らが自律的に取り組むことが必要であるが、事業者同士が必要な知識、情報を共有し、研修を受け、お互いが切磋琢磨する環境が重要である。

今回行われた建築士法の改正では、建築士事務所協会を法定化し、苦情の解決業務の実施や開設者(事業者)に対する指導勧告や研修の実施、さらには指定事務所登録機関の指定などを法的に位置づけ、事業者に対する団体による自律的監督体制の確立が図られた。

様々な事業者の団体は、今後もその体制の拡充に努め、業の適正化と消費者の保護を図り、基本理念の実現に向けて積極的な役割を果たしていくことが求められている。

(8) 建築に関わる専門家の責務と役割

- ・建築に関わる専門家は、建築に関わる事業者として、あるいは事業者に所属するものとして、業務に際して基本理念の実践者としての使命感と専門家としての倫理に従い、専門技術を適正に駆使して、基本理念に沿った建築の創造に努め、建築の公共的価値の向上に努めなければならない。
- ・自らの責任において、最新の専門知識及び技術の習得と倫理の高揚に継続的に努めなければならない。

近年、建築に限らず専門家による不正事件が頻発し、その倫理性が問われている。一般人に比べてその分野に精通した専門家は自らの技術の研鑽をはかり、技術のレベル維持に努めるとともに、法律の順守だけでなく高い倫理感が求められる。

建築に関わる専門家は、とりわけ多くの専門分野に分かれ、高度化しており、建築物はそれぞれの専門家がそれぞれの専門分野で適正に業務を執行し完成することが前提となっている。そうしたなか、先の構造計算書偽装事件に見られるように、専門家の不祥事は社会に対し大きな災いと不信感を与えており、その責任は大きなものとなっている。

建築に関わる専門家は、建築に関わる事業者として、あるいは事業者に所属するものとしてその業務を行う際には、使命感と高い専門家倫理に従い、自らの専門技術を駆使し、基本理念に従い、建築の公共的価値の向上に努めることが強く求められる。また、そのためには自ら、継続的に、最新の専門知識の習得、研鑽に努めるとともに、専門家としての倫理の高揚に努める必要があるのはもちろんである。

(9) 建築に関わる専門家の団体の責務と役割

- ・建築に関わる専門家の団体は、専門家に対する団体による自律的監督体制を確立し、基本理念の実現に向けて積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- ・国民が基本理念に対する理解を深め、共有できるように周知活動に努めなければならない。

建築に関わる専門家の業務の適正化を図るためには、専門家が情報を共有し、必要な専門技術、知識、技能を修得し、倫理を高揚させていくことが重要であり、専門家が必要な研修を受けたり、情報や知識の共有を図ったり、互いに切磋琢磨し、指導できる環境を整える必要がある。このためには、専門家の団体による自律的監督体制を確立し、団体自らが基本理念の実現に積極的な役割を果たす必要がある。また、国民の基本理念に対する理解が深まるよう専門家の団体の立場からも必要な周知活動に努める必要がある。

4. 主要な基本的施策及び仕組みに関する事項

基本理念を実現した質の高い建築を創り出し維持していくためには、建築の計画、設計、建築生産、維持管理など、関係する多くの分野において様々な施策が必要になる。それらの施策を実施していくなかで、建築の計画から維持管理に至るまで長期にわたり業務に関わる建築士事務所の役割が極めて重要になる。

したがって本項では、必要となる様々な施策のうち、「建築設計・工事監理に関する業を担う観点」から、建築士事務所に関する基本的施策及び仕組みについて検討し、提案する。

現在の様々な建築生産システムの中では、建築生産の中心的な役割を担う部分がどこにあるかを明確に把握し、その役割を法的に位置づけ、業務が適正に行われることを確実にすることによってはじめて消費者が保護され、広く国民に良質な建築が提供されるようになる。

業務と業容の多様化の中で、建築士事務所の役割は変化し続けてきており、今後も変化し続けていくと考えられるが、建築士事務所の役割を規定している建築基準法や建築士法は数次の改定により複雑で難解なものになっている。

建築設計・工事監理に関する業を担う観点から、建築の質の向上を実現するために必要な建築設計・工事監理に関する業のありうるべき姿と業に関連する仕組みについて検討する。

(1) 設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割を法的に位置付ける。

- ・建築士法、建築基準法の制定当時と異なり、建築技術の高度化及び建築設計等の専門分化が進んだ現在では、1人の建築士だけでなく、複数の建築士や多様な専門技術者等の協働により設計等が実施されることが一般化しており、その**協働を統括する役割**を建築士事務所が担っている。
- ・進展する建築技術の高度化及び多様化とともに、建築設計等の専門分化が一層進むことが予想され、それに伴い建築士事務所が、**専門技術を担当する外部の設計事業者の業務を統括する役割が益々重要になる。**
- ・建築生産及び維持管理においても建築の質に大きく影響するのは**建築士事務所の業務**であり、建築に関する事業者間において調整役を担う**中心的役割**を担っている。
- ・これらの**建築士事務所の中心的役割を法的に位置付ける**必要がある。

建築の企画から設計、施工、維持管理、リニューアルに至るまでの建築生産システムやライフサイクルは、建築の目的、意図、実現させる技術、使われ続けることの価値などによって決定される。それらに深く関わり建築の実体を決定させていく過程で重要な中心的役割を担っているのが設計業務であり、その事業者としての建築士事務所である。

近年、建築に関する業務と、それを担う建築士事務所の多様化が進み、すでに現行の建築士法が規定している建築士事務所の業務範囲を越えている。近年の建築士事務所の業務は、建築士法が規定する建築設計及び工事監理のほか、その他業務としての工事の指導監督、建築物に

関する調査または鑑定、及び建築に関する法令または条例に基づく手続きの代理等の業務に加え、都市計画や環境関係の調査および、それに基づくアセスメント、事業企画コンサルタント、PM、CM、FM等の総合コンサル、近隣対策調整、建物維持管理等々に拡大している。それらは、技術的にも高度なものが要求され、その専門領域は、狭義の建築士の業務の領域を大きく超えている。

こうした流れは、建築に関する業務環境の変化、建築技術の飛躍的な発展、向上によって、ますます進むと考えられる。

このように多様化が進む業務を担う建築士事務所の組織形態は、個人のアトリエ的な事務所から、数百人から千人を超える建築士や専門技術者を擁して全国展開する大手組織事務所まで様々であり、その業容は、設計専門の事務所の他、デベロッパーや建設業、不動産業などのいわゆる兼業事務所、構造、設備、積算、特殊技術、調査、コンサルなどの専門領域のみを業とする事務所など、さまざまである。また、経営上の責任者である開設者も、会社法人、個人、NPO、社団又は財団など多様である。

こうしたさまざまな建築士事務所が、個人住宅から、超高層をはじめとする多様な建築の設計業務を業として取り組んでいるのが、今日の建築士事務所の実態である。建築士事務所が多様な建築生産システムの中で、どのように多くの関係者や専門技術者と関わりつつ中心的な役割を担って業務を進めているかを示したのが、図. 1～3である。

このような建築士事務所の役割をみると、顧客から業務を受託する契約当事者としての役割、その業務を内部的にまとめる役割、それを実施するうえで必要な対外的な役割とがある。内部的な役割では、多様な専門家の協働を機能的に統括することが求められ、対外的な役割では大きな社会的対応が必要となる。これら建築士事務所の役割は、建築士の独占業務である建築設計や工事監理の段階のみならず、建築生産から維持管理に至る全ての段階で、建築の質に大きく影響し、建築関係の事業者ばかりでなく、広く建築に関わる者の間における調整の中心的役割を担っている。

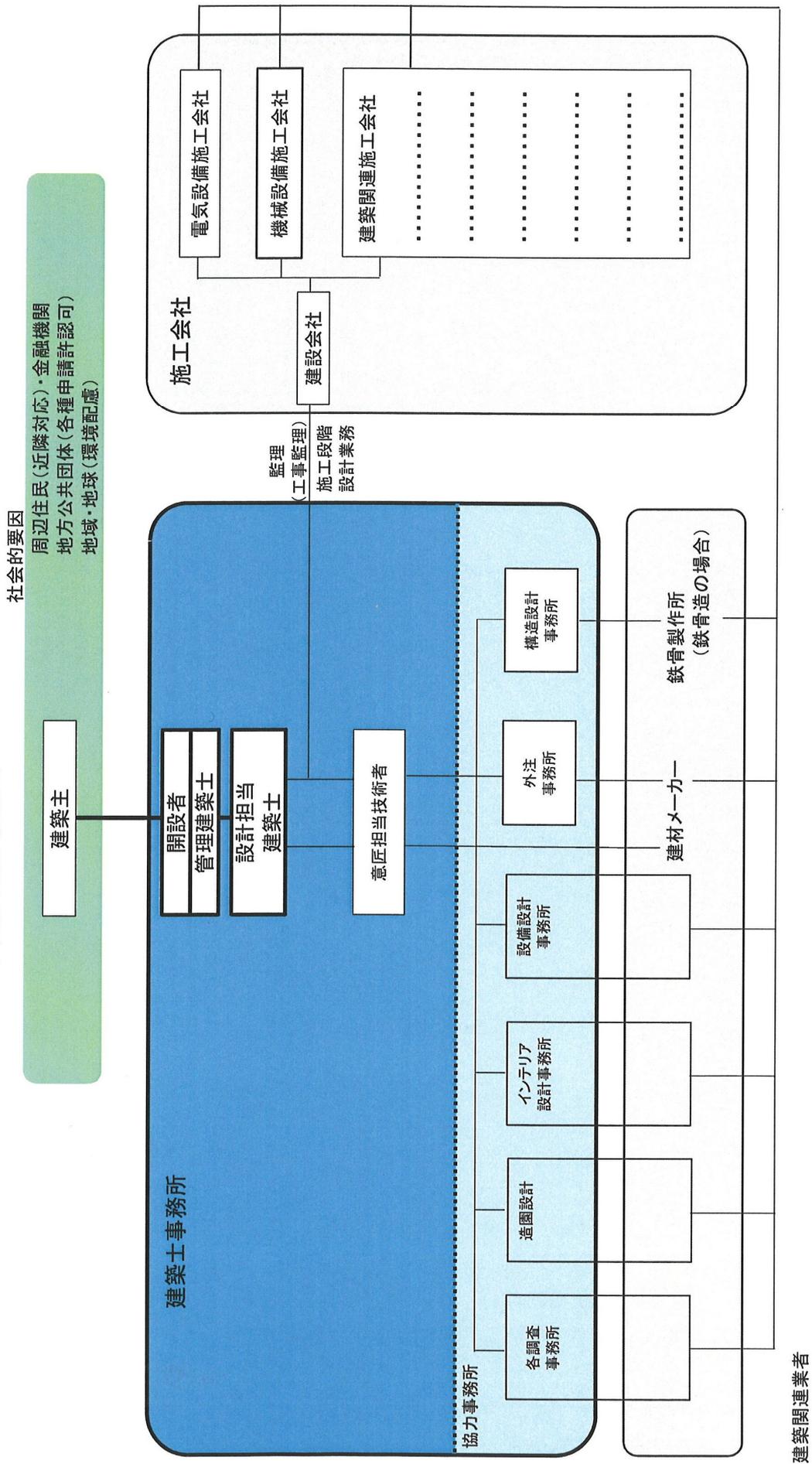
こうした実態に対し、現行の法体系における建築士事務所は、業務を実施する資格者個人を規制するための建築士法の一部として位置付けられている。このため、業務を依頼され契約する建築士事務所(開設者)が元であり、契約に基づき、そこに所属する建築士が資格者として業務を実施しているという実態とは一致していないばかりか、そこに規定されている責任や権限は、現在の実態及び業務環境に対して、適正で十分とはいえない。

建築士事務所の業務環境は、今後も大きく変化を続け、益々厳しくなっていくことを考えると、建築士事務所を建築設計・工事監理等の業に関する法体系の中心におくべきである。

各種建築生産システムの中で建築士事務所が担っている中心的役割を次図(図. 1～図. 3)に示す。

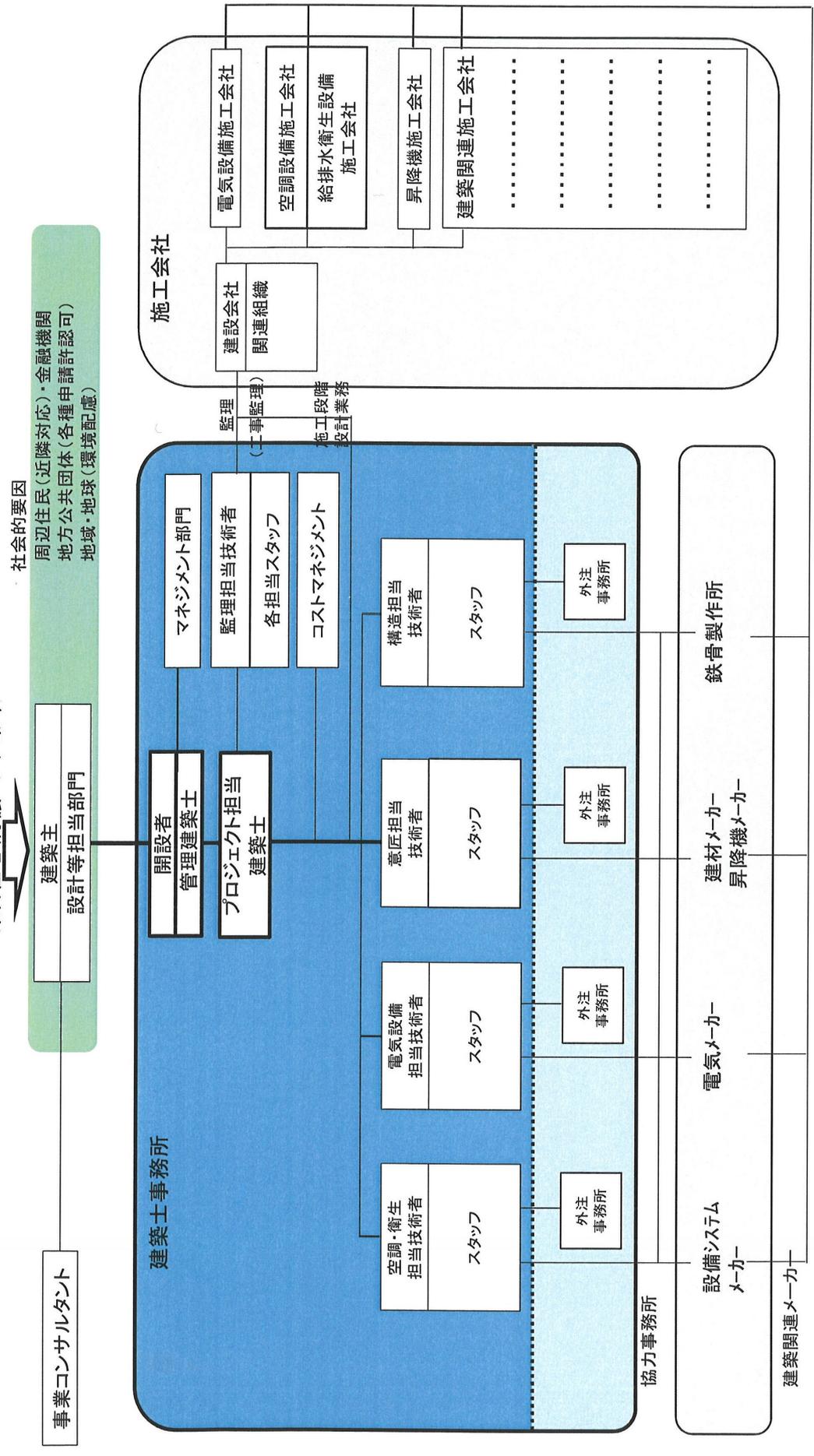
良質な建築をつくるための
 建築生産システムのフロー①
 <戸建住宅(個人建築主)>

図, 1



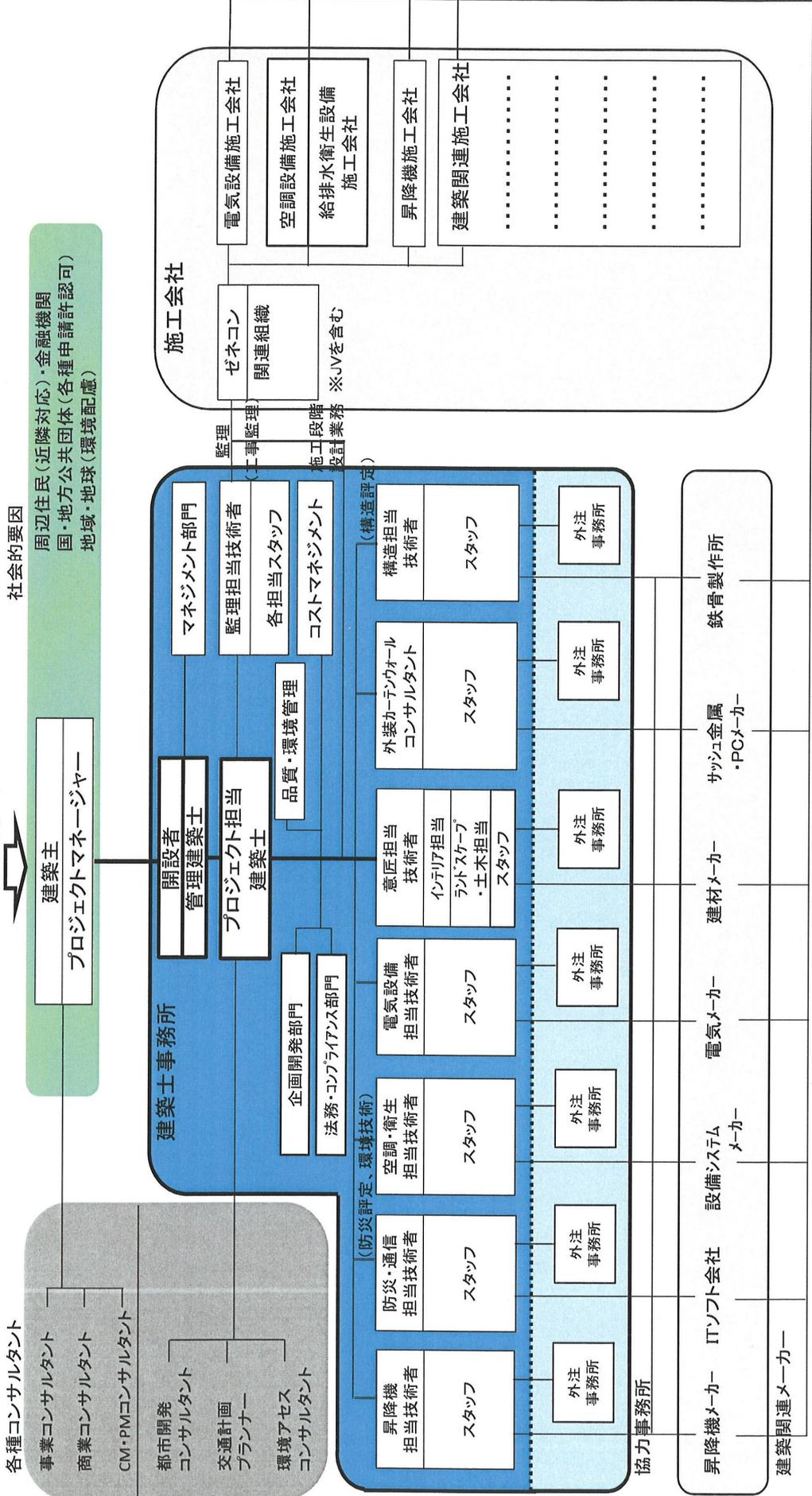
良質な建築を作るための
 建築生産システムのフロー②
 <集合住宅(分譲マンション)>

図 2



良質な建築を作るための
 建築生産システムのフロー③
 <超高層等大規模建築>

図 3



(2) 建築設計等の事業者を法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定する。

① 資格者法による規制の枠を越える仕組みが必要

- ・建築主から**依頼を受けて契約責任を果たす**のは、建築士個人ではなく**建築士事務所**であり、**その代表者の開設者であることを基本として、建築設計等を担う事業者として建築士事務所を法的に位置付ける**仕組みを創設する必要がある。
- ・そのためには、多様な組織形態の**事業者を法的に位置付けて**、それぞれの組織形態に対応した責務と役割を課す仕組みを創設する。
- ・その中で、開設者が管理建築士の場合、建築士でない個人の場合、法人の場合など、**それぞれの登録要件を整備し**、組織形態に応じた登録要件により**建築設計等の事業者を登録**する仕組みとする。
- ・こうした法整備の中で、**建築士事務所登録がない者が、設計・工事監理を含む契約が出来る**現行制度の**不備を解消**する。

現在の建築設計に関する業務は、多様な業態の建築士事務所により、さまざまな業容で実施されている。その業務は、建築士事務所の内外の多くの建築士や専門技術者が係わって実施されているが、その中心的な調整役を建築士事務所が担っている。

このように中心的な調整役を担っている多様な業態の建築士事務所の法的位置づけは、現行法における業を行うために登録する所在地としての事務所ではなく、顧客から依頼を受けた業務の契約当事者として責任をもつ事業者主体とすべきである。さらに建築の長寿命化とその維持管理を考慮していくときに、建築主等の依頼者に責任をもって対応できるのは資格者個人の建築士ではなく、契約当事者として責任をもつ事業者主体としての建築士事務所である。すなわち建築主等の依頼者から設計等業務を依頼されたとき、契約を締結し、業務の履行責任をもつのは、建築士事務所ないし開設者であり、建築士は事務所内において法令に従い設計等の業務をおこなう資格者個人であると整理するのが妥当である。

ところで、現行の建築士法は個人資格である建築士法を対象とした法体系であるため、建築士自らか、建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て業として設計、工事監理、その他の業務を行うときは建築士事務所登録をしなければならず(法第23条)、何人も、建築士事務所登録を受けずに、建築士を使用して、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行ってはならないとは規定されている(法第23条の10)。

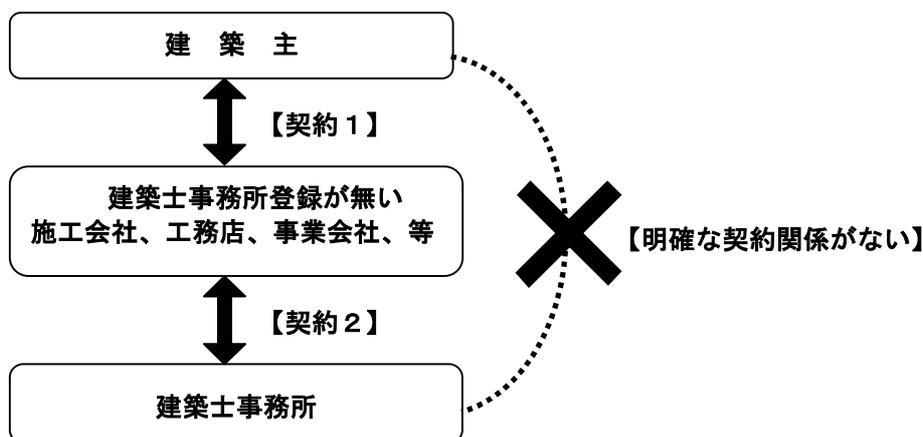
しかしながらこのような状況において、建築主から依頼を受けた契約当事者が設計受託業務の責任者ではない曖昧な形の契約形態で、設計業務が合法的に日常的に行われている実態がある。たとえば、建築士事務所登録がない工務店等が、建築主から住宅建設の依頼を受けて、その設計図書の作成を建築士事務所に依頼し、建築確認を受けて施工する場合などである(図. 4 参照)。このような場合では、建築主の意図や要求事項は工務店等を介して建築士事務所へ伝えられるが、顧客と建築士事務所には直接的な設計受託契約はない。また工務店等は設計業務を行っていないので建築士事務所登録は不要である。こうした場合には建築主に業務に関する十分な説明がなされず、トラブルがおきやすくなる。このような不合理を解消するためにも建築士事務所を契約当事者の責任をもつ事業者主体として位置付けて、全ての建築の設計・工事監理を建築士事務所

の独占業務の対象とし、建築士事務所登録がない者が、設計・工事監理を含む契約が出来るような途を残さないようにしなければならない。

一方、受託した業務の実施体制の側面からみると、建築士事務所に所属する建築士のほか多くの専門技術者が係わり、また外部の専門事務所と連携するのが一般的である。こうした実施体制で、責任を持って顧客に対応できるのは、契約当事者の責任をもつ事業者主体としての建築士事務所であり、その代表者が開設者である。開設者は、その事務所を管理建築士に管理させ、管理建築士は担当する建築士を任命し、業務実施体制を指導監督する。

このように、建築士事務所を受託業務の契約当事者の責任をもつ事業者主体として位置付けて設計等の業を法体系化するのが、建築士事務所法である。これは建築士個人が開設者と管理建築士を兼ねて建築士事務所を設立することを妨げるものではなく、個人事務所を排除するものでもない。

図. 4 : 建築主に対する設計責任が曖昧な契約形態の例



【契約1】：建築の工事請負契約及び建築主（顧客）の意図、要求事項を建築士事務所へ伝達する役割。

【契約2】：建築主（顧客）の意図、要求事項を満たす設計図書一式を施工会社等に納入する。

②「建築士法」と「建築士事務所法」の分離

- ・上記のように、組織形態に応じて登録要件を区分し、**建築士でない者が開設者となる事業者を法的に位置付ける**ため、これまでの建築士法の中にあつた**建築士事務所の業務に関する部分を分離**して、新たに**建築士事務所法**を制定し、資格者としての**建築士に関する部分を建築士法**として整理する。
- ・つまり、多様な形態の経営主体が、それぞれの登録要件により建築設計等の事業者として建築士事務所を登録し、必置要件の管理建築士のもとで資格者である建築士及び他の技術者が設計等の業務を行う仕組みとする。この際、建築士個人が開設者と管理建築士を兼ねることは妨げない。以上を法体系化するのが建築士事務所法である。
- ・新たな**建築士事務所法**と資格法である**建築士法**との**両輪**にすることで、建築主に対する責任を明確に位置付け、ひいては設計等業務の責任の適正化が可能となる。

前項で建築士事務所法の必要性を提案したが、資格者個人の建築士については、あくまで資格法として定めておく必要がある。したがって現行の建築士法から、業に関する部分及び建築士事務所に関する部分を分離して新たに建築士事務所法を制定し、建築士資格に関する部分を再整理して建築士法とすることを提案する。

建築士事務所法においては、多様な形態の経営主体が事業者になりえると同時に建築士個人が開設者になることもあり、これらに対し必要に応じた登録要件を整理し、多様な建築士事務所のあり方を認めていくことが必要である。建築士でない者が開設者となる場合は、管理建築士にその建築士事務所を管理させること、建築士が開設者になる場合には、管理建築士を兼ねることができること、また、建築設計・工事監理の業務は建築士でなければ行ってはならないことなど、基本的な柱は変わらないこととするが、建築士事務所では、建築士のほか、その他の専門資格者、専門家、事務職員等の多くの者が業務に係っており、外部の協力事業者と連携する場合も多く、これらを機能的に統括することによって、業務が実施されている実態を法体系の中に組み込んでおく必要がある。

建築士事務所法と建築士法の両法によって、建築主をはじめとする建築の関係者のすべてに対する建築士事務所と建築士の位置づけと責任を明確にし、わかりやすくすることができる。

③ 設計賠償責任保険の加入義務化

- ・建築士事務所の業務は、報酬の額に比べて、損害賠償になった場合の賠償額が高額になる性格があるうえ、近年、設計賠償の支払い事例が増加している。
- ・安心、安全の確保における消費者保護の面から、設計賠償責任保険制度は不可欠であるが、現行の制度は消費者のニーズを満たすものとは言えず、その加入率は著しく低い。
- ・消費者が安心して設計等の業務を依頼できるようにするには、現行の設計賠償責任保険制度を**消費者ニーズに合致させ**、加入する建築士事務所に過度な経済的負担をかけないリーズナブルな制度へ発展させる必要があり、そのために建築士事務所の開設者に**設計賠償責任保険の加入を法的に義務付ける**必要がある。
- ・これにより、不適切な建築を減少させ、総合的な建築の質の向上に寄与することに繋がる。

建築士事務所の業務は、報酬の額に比べて設計対象の建築物が著しく高価であるため、設計業務などに瑕疵があつて求償された場合の損害賠償額が高額になる特徴がある。また近年、国民の安全・安心に対する意識が高まり、情報インフラの整備も相まって、設計業務を含めて住宅・建築関係の訴訟事件が増加しており、合わせて建築三団体による設計賠償責任保険制度の支払い事例が増加している。

一方、建築士法においては、設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させなければならない書類(士法第 24 条の6)に「損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類」が追加され、賠償責任保険の加入が設計者選定の判断に必要な情報として位置付けられた。

このように、安全・安心の確保における消費者保護の面から、設計賠償責任保険制度は不可欠であるにもかかわらず、現行の制度は消費者ニーズを満たすものとは言えず、その加入率は著しく

低い。建築三団体による加入促進活動にもかかわらず加入率が向上しない理由の一つには、これらの保険商品の特徴である「滅失・毀損条項」があると言われているが、これを超える保険制度を確立し、消費者が安心して設計等の業務を依頼できるようにするためには、建築士事務所の開設者に設計賠償責任保険の加入を法的に義務付ける必要がある。

これにより、不適切な建築を減少させ、総合的な建築の質の向上に寄与することに繋がる。

④管理建築士の責任と権限の在り方を再整備

- ・開設者と管理建築士が異なる場合は、開設者が経営者であり、管理建築士の立場は雇用されるものとして弱い立場になりやすく、建築主の利益と社会規範を守るためには、管理建築士の責任と権限を強化する必要がある。
- ・建築士事務所内の建築士のみならず、多様な専門技術者、その他の従業者等に対する管理建築士の責任と権限を明確にし、業務の適正な執行を図るため、医療法における**病院の管理者(医師)、薬局の管理者(薬剤師)などに準じた法的な位置付け**を行う。すなわち、**建築士事務所の従業員を監督し、業務遂行に支障がないように必要な指示ができる責任と権限を付与**する。
- ・管理建築士の継続的な研鑽と倫理の維持のため、**管理建築士講習の定期的受講を義務化**する。

開設者と管理建築士が異なる場合では、開設者は建築士事務所の経営者であり、建築士でないことも多いため、経営的な課題を優先することが行われやすい。このため、建築主の利益と社会規範を遵守し建築の質の向上を目指すうえで、開設者に意見を述べることができるという現行法による権限だけでは不十分といわざるを得ない。開設者と管理建築士と業務を担当する建築士が、それぞれ、顧客の要求に対する責任をどのように担うのかを明確にする必要がある。開設者に経営上の課題があり、担当する建築士には法令上、技術上、コスト上の課題があるとき、事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士の占める役割が重要になってくる。顧客の利益を守りつつ社会規範を遵守するところに建築士事務所の存在意義があるが、開設者、管理建築士、担当する建築士が、それぞれの役割を確実に果たしつつ業を営むためには、管理建築士の責任と権限を特に重視しなければならない。

管理建築士は、経営上の重要な決定に参画する管理的な地位にある者とし、所属する建築士のみならず、建築士以外の専門技術者や事務職に対する監督権限など、建築士事務所の管理責任者に相応しい責任と権限を法令で付与する必要がある。

医療法における病院の管理者には、勤務する医師、歯科医師、薬剤師、その他の従業者を監督する権限と、業務遂行に欠けるところがないように注意を払う義務が付与されている。また道路運送法では、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあるものから安全統括管理者を選任し、輸送の安全確保に関する権限を付与しなければならない旨を規定し、さらに運行管理者には業務を行うために必要な権限を与えなければならないこと、運転者その他の従業者は、運行管理者の指導に従わなければならないことなどが規定されている。管理建築士には、これら他法に定められた管理者と同等の責任と権限が必要と考える。

管理建築士が、このように求められる大きな役割を担っていくには、継続的な研鑽と倫理の維持を図る必要があるが、その機会を一定の間隔で確実に実現するためには、管理建築士講習の定期的受講を義務化する必要がある。

(3) 専門分化の進展に対応する設計等の専門資格者制度

- ・専門建築士制度の創設にもかかわらず、設備設計等の専門分野では、建築士以外の専門技術者が実質的な設計を行っている実態があり、さらに今後も専門分化が進展することに対応するため、建築士事務所に所属する建築士のもとで**建築士以外の専門技術者が部分的な設計を行える仕組み**を導入する。
- ・これに伴い、**設備設計等を担う専門技術者の法的位置付けを再整理**する。

建築の生産システムにおける業としての設計・工事監理業務は、業務全体を統括する建築士の下に、そのプロジェクトの規模や用途等の別で様々な専門技術者がそれぞれの分野別の設計図書を作成し、必要な調整を行った上で成果図書が作成され、その成果図書により監理業務が行われる。

今日では、建築設計は大きく統括・意匠、構造、設備の3分野に分かれており、またそれぞれの業務を、さらに細分化された分野別の専門技術者が担当する傾向にある。このような重層化された業務体制の中で、設備設計の専門分野においては、建築士以外のその他の資格者、専門技術者が実質的な設計・工事監理業務を行っているのが現状である。このような実態の下では、社会的に設計・工事監理業務への専門技術者の関与が十分明確に示されず、責任分担、契約行為も曖昧で十分な報酬を得られない等の問題も生じる恐れがあり、先の構造計算書偽装のような事件につながることも限らない。

このたびの専門建築士制度(構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の制度)は、関与が必要となる業務の範囲に問題があり、法適合確認の責任範囲や報酬の算定基準等も明確に定まっていないのが現状である。又、これら専門建築士制度は、一級建築士資格者を前提としているが、これらの専門技術と一級建築士に合格するための技術・知識を併せて習得することが難しく、特に設備設計では、建築士以外の専門技術者が業務補助という名目で実際の設計を行っている実態がある。

設計・工事監理業務に関わるすべての分野の関係者が、共通の理念を持ち、建築の公共的価値を構築し建築の質の向上に資するためには、業務の専門分化のあり方を定め、専門分化の進展に適応する専門資格者制度を構築する必要がある。

専門分化する業務範囲を定め、建築士の業務である設計・工事監理業務のうち、これまで建築士のもとで設計補助者とされてきた建築設備士等の専門技術者が部分的な設計等を行える仕組みを導入し、これに伴い設備設計等を担う建築士以外のその他の資格者、専門技術者の法的位置付けを再整理する。

(4) 設計等業務に関する民間専門家等と行政との役割分担の明確化

- ・設計等業務に関する民間専門家等による新技術の開発を促進し、最新の技術力を十分に発揮させるために、建築規制等の仕組みを見直す。
- ・建築主や利用者に対する瑕疵担保責任の履行能力を十分に担保したうえで、**可能な限り民間専門家等が責任**を持つ仕組みとする。
- ・**行政**は、罰則や行政処分による適正な監督体制のもと、**最小限の重要ポイントのみを確認**する仕組みとする。
- ・さらに団体による自律的監督体制を確立し、**最大限に専門家の団体、事業者の団体等の活用**をはかることを基本とする。

建築技術の高度化、多様化に的確に対応しつつ建築の質の向上を実現していくには、建築のカーボン・ニュートラル化や建築の長寿命化、高度な環境配慮設計のための設備システムの開発、建築生産システムの高効率化や BIM システム開発等、設計等業務に関する民間専門家等による新技術の開発を促進し、最新の技術力を十分に発揮させるために制度、規制等を見直し、再整備する必要がある。

こうした最先端の技術開発の成果を組み入れた仕組みを全て法律で規制するには、即時性や柔軟に対応し難い点などに法制度自体が持つ宿命的な制約がある。従って新しい制度においては、行政の役割を罰則や行政処分による適正な監督体制のもとで最小限の重要ポイントのみを確認するだけに留めて、設計賠償責任保険への加入義務化をはかるなど建築主や所有者、利用者等に対する瑕疵担保責任の履行能力を十分に担保したうえで、可能な限り民間専門家が責任を持つ仕組みとする必要がある。

さらに、専門家の団体、事業者の団体による自律的監督体制を確立し、業務の適正化を図るために、現在は任意となっている団体への加入を義務付けし、それらの団体を通じて、民間専門家等に対する指導、監督を強化し、建築の質の向上を図るために、最大限、専門家や事業者の団体の活用を図ることを基本とする。それにより行政は、罰則や行政処分等による適正な監督体制のもとで最小限の重要ポイントに専念することになり、建築行政の簡素化、迅速化を図ることが可能となる。

5. 建築基本法制定に向けた4つの提案(まとめ・順不同)

以上を踏まえ、建築の質の向上を目指した建築基本法制定に向けて、特に下記の事項を盛り込むこと、若しくは下記事項の実現が可能な規定を盛り込むことを提案する。

○ 設計等を機能的に統括する中心的役割を担う建築士事務所を事業者として法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定すること

- ・設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割を法的に位置付ける
- ・多様な経営主体ごとに登録要件を区分し、組織形態に応じた登録要件により建築設計等の事業者を登録する仕組みとする。
- ・資格者個人を対象にした「建築士法」から分離して、建築士事務所を対象にした法整備として「建築士事務所法」を定める。
- ・全ての建築の設計・工事監理を建築士事務所で行えば契約できない仕組みとする。
- ・管理建築士の責任と権限の在り方を再整備する。
- ・設計賠償責任保険への加入を義務付ける。

○ 専門分化の進展に対応するために、建築に関わる専門技術者が、建築士のもとで部分的な設計を行える仕組みを導入すること

○ 設計等業務に関する民間専門家等と行政との役割分担を明確化すること

○ 関係者のうち建築主及び建築に関わる事業者の責務と役割は、特に明確にすること

「建築設計・工事監理に関する業を担う観点からの提案」

< 報告書の概要 >

●「建築設計・工事監理に関する業を担う観点からの提案」

<報告書の概要>

1. 建築の基本理念に関すること

- 基本理念の共有
 - ・国民及び建築に関わるすべての者が基本理念を理解し、協力しあうことが必要
- 公共的価値の創造
 - ・次の公共的価値を創造し具現化した建築を実現・維持していくこと
 - ①安全、安心、健康で快適な生活空間の創造
 - ②健全な経済活動の基礎となる社会空間の創造
 - ③歴史や景観を担う文化的空間の創造
 - ④地球環境への負荷を低減する持続的な環境空間の創造

2. 基本理念を実現するための基本的施策の方向性

- (1)建築士事務所法の制定
 - ・建築の関係者の業務を有機的に統合する中心的役割を担う設計等の事業者として法的に位置付け
- (2)多様なニーズに対応できる基準体系のもとで専門技術者制度の再整備
 - ・基本理念を実現する上で必要な、多様なニーズに対応できる基準体系の再構築
 - ・様々な専門技術を駆使できる専門家の資格制度の整備
- (3)建築のライフサイクル全般で建築の質を維持・向上させる施策中心への転換
 - ・新築規制中心から建築ライフサイクル全般で質を向上し維持する施策中心へ転換

3. 関係者の責務及び役割に関する事項

- (1)建築の関係者の分類
 - ・理解しあい協力しなければならない国民を含む関係者を明確化
- (2)国民の責務と役割
 - ・公共的価値の理解を深め、共有し、次世代へ伝える
- (3)国及び地方公共団体の責務と役割
 - ・国は、基本施策を総合的に策定し、必要な法制上、財政上、金融上の措置を講じる
 - ・地方公共団体は、必要な条例等を整備し国・地域住民と協力して基本理念実現に努める
 - ・公共建築は、優れた建築を実現できる公正で透明な手続及び適正な契約による
- (4)建築物の所有者、管理者、利用者の責務と役割
 - ・公共的価値を共有し、基本理念に沿って適正に維持管理又は利用する
- (5)建築主、建築に関わる発注者の責務と役割
 - ・公共的価値を共有し、基本理念の理解を深める
 - ・公正な手続により設計事業者・施工事業者を選定する
 - ・適正な対価を支払う
- (6)建築に関わる事業者の責務と役割
 - ・事業者のうち建築士事務所は、協働する事業者の業務を機能的に調整する役割を担う
 - ・関係する事業者は、建築士事務所の調整のもとで公共的価値の向上に努める
 - ・建築士事務所は役割の大きさを認識し、建築主等に業務内容を十分な説明
 - ・関係する事業者は、公正かつ適正な競争に努め、公共的価値の実現を阻害する不適正な対価による業務は行わない
- (7)建築に関わる事業者の団体の責務と役割
 - ・事業者の自立的取組みを尊重しつつ、建築主等の信頼確保に向けて、自律的監督体制を確立し、基本理念の実現に向けて積極的な役割を果たす
- (8)建築に関わる専門家の責務と役割
 - ・事業者又は事業者に所属するものとして、基本理念に沿った建築の創造に努め、公共的価値の向上に努める
 - ・自ら継続的に最新の専門知識及び技術の習得、倫理の高揚に努める
- (9)建築に関わる専門家の団体の責務と役割
 - ・自律的監督体制を確立し、基本理念の実現に向けて積極的な役割を果たす
 - ・国民が基本理念を理解し、共有するための周知活動に努める

4. 主要な基本的施策及び仕組みに関する事項

基本理念を実現した質の高い建築を創り出し維持していくためには、建築の計画から維持管理に至るまで考慮する視点が必要であり、長期にわたりこれらの業務に関わる建築士事務所の役割が極めて重要になる。

(1) 設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割の法的位置付け

- ・技術の高度化等の進展に伴い、一人ではなく複数の協働による設計等の実施が一般化し、その協働を統括する中心的役割が重要
- ・専門分化の進展で専門分野の業務を統括する役割も益々重要
- ・建築生産や維持管理で建築に関する事業者間の調整役を担う建築士事務所
- ・これらの建築士事務所の中心的役割を法的に位置付ける

(2) 建築設計等の事業者を法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定する

① 資格者法による規制の枠を越える仕組みが必要

- ・契約責任を果たすのは建築士事務所であることを基本として、建築設計等の事業者として建築士事務所を法的に位置付ける
- ・建築士事務所の多様な組織形態に対応した責務、役割を課す仕組みを創設
- ・多様な形態に即した登録要件を整備
- ・建築士事務所登録がない者が、設計等を含むような曖昧な契約が出来る不合理的解消

② 「建築士法」と「建築士事務所法」の分離

- ・資格法である建築士法と設計監理業法である建築士事務所法の両輪体制に
- ・建築主に対する業務責任を明確化

③ 設計賠償責任保険の加入義務化

- ・設計賠償責任保険を消費者ニーズに合わせ、加入を法的に義務化

④ 管理建築士の責任と権限の在り方を再整備

- ・開設者と管理建築士が異なる場合に対応するために管理建築士の権限強化
- ・病院等の例に準じ、建築士事務所の従業員を監督し、指示できる責任と権限を付与
- ・管理建築士講習の定期的受講を義務化

(3) 専門分化の進展に対応する設計等の専門資格者制度

- ・専門技術者が建築士のもとで部分的な設計を行える仕組みを導入
- ・設備設計等を担う専門技術者の法的位置付けを再整備

(4) 設計等業務に関する民間専門家と行政との役割分担の明確化

- ・技術革新を促進し最新技術を十分発揮できるよう規制の見直し
- ・瑕疵担保責任履行能力を担保のうえ、可能な限り民間専門家が責任を持つ仕組み
- ・行政の関与は、厳格な監督体制のもと、最小限の重要ポイントのみの確認
- ・最大限に専門家・事業者の団体の自律的監督体制を活用

5. 建築基本法制定に向けた4つの提言(まとめ)

○ 設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割を担う建築士事務所を事業者として法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定すること

- ・設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割を法的に位置付ける
- ・組織形態に応じた登録要件による建築設計等の事業者を登録する仕組み
- ・資格者個人が対象の「建築士法」から分離して「建築士事務所法」を整備
- ・全ての建築・工事監理を建築士事務所で行えば契約できない仕組み
- ・管理建築士の責任と権限の在り方を再整備
- ・設計賠償責任保険の加入義務化

○ 専門分化の進展に対応するために、建築に関わる専門技術者が、建築士のもとで部分的な設計を行える仕組みを導入すること

○ 設計等業務に関する民間専門家と行政との役割分担を明確化すること

○ 関係者のうち建築主及び建築に関わる事業者の責務と役割は、特に明確にすること

「建築設計・工事監理に関する業を担う観点からの提案」

＜参 考 資 料＞

法令による開業規定(届出・登録・許可・認可)等の一覧

法令	業種／業態	条項	開業(開設・登録・認可)等に関する規定
建設業法	一般建設業／特定建設業	第3条	建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、2以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。
測量法	測量業	第55条	測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。
宅地建物取引業法	宅地建物取引業	第3条	宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。
浄化槽法	浄化槽工事業	第21条	浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
	浄化槽清掃業	第35条	浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
マンション管理の適正化の推進に関する法律	マンション管理業	第44条	マンション管理業を営もうとする者は、国土交通省に備えるマンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業	第21条	解体工事業を営もうとする者(建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
不動産投資顧問業登録規程(平成12年告示第1828号)	不動産投資顧問業	第3条	不動産投資顧問業を営もうとする者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える不動産投資顧問業登録簿に一般不動産投資顧問業者又は総合不動産投資顧問業者としての登録を受けることができる。
旅行業法	旅行業／旅行業者代理業	第3条	旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理業	第7条	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する 市町村長の許可 を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
	産業廃棄物処理業	第14条	産業廃棄物 （特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の 収集又は運搬を業として行おうとする者 は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する 都道府県知事の許可 を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
	特別管理産業廃棄物処置業	第14条の4	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者 は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する 都道府県知事の許可 を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を運搬する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。
医療法	病院／診療所	第7条	病院を開設しようとするとき 、医師法（昭和三十二年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「 臨床研修等修了医師 」という。）及び歯科医師法（昭和三十二年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「 臨床研修等修了歯科医師 」という。） でない者が診療所を開設しようとするとき 、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。） でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事 （診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。） の許可 を受けなければならない。
		医療法人	第39条
	医療法人	第44条	医療法人は、 都道府県知事の認可 を受けなければ、これを設立することができない。

臨床検査技師等に関する法律	衛生検査所	第20条の3	<p>衛生検査所（人体から排出され、又は採取された検体について第2条に規定する検査を業として行う場所（病院、診療所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。）をいう。以下同じ。）を開設しようとする者は、その衛生検査所について、厚生労働省令の定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。）の登録を受けなければならない。</p> <p>厚生労働省令：施行規則第12条→医師又は臨床検査技師の必置要件等</p>
	一般旅客自動車運送事業	第4条	一般旅客自動車運送事業を営もうとする者 は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
道路運送法	特定旅客自動車運送事業	第43条	特定旅客自動車運送事業を営もうとする者 は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
海上運送法	一般旅客定期航路事業	第3条	一般旅客定期航路事業を営もうとする者 は、 航路ごと に、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
	特定旅客定期航路事業	第19条の3	特定旅客定期航路事業を営もうとする者 は、 航路ごと に、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
	貨物的航路事業	第19条の5	貨物定期航路事業を営もうとする者 は、国土交通省令の定める 手続 により、 航路ごと に、その事業の開始の日の10日前人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者（以下「貨物定期航路事業者」という。）は、30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
貨物自動車運送事業法	一般貨物自動車運送事業	第3条	一般貨物自動車運送事業を営もうとする者 は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
	特定貨物自動車運送事業	第35条	特定貨物自動車運送事業を営もうとする者 は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
	貨物軽自動車運送事業	第36条	貨物軽自動車運送事業を営もうとする者 は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。
薬事法	薬局	第4条	薬局 は、その所在地の 都道府県知事 の許可を受けなければ、開設してはならない。
	医薬品等の製造販売業	第12条	次の表の上欄に掲げる 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器 の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売をしてはならない 。
	店舗販売業	第26条	店舗販売業の許可 は、 店舗ごと に、その店舗の所在地の 都道府県知事 （その店舗の所在地が地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第28条第3項において同じ。） が与える 。

理容師法	理容所	第11条	理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第十一条の四第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
美容師法	美容所	第11条	美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第12条の3第1項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
食品衛生法	飲食店営業等	第51条	都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。
		第52条	前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない
貸金業法	貸金業者	第3条	貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

法令による管理者の責任と権限等の一覧

法令	管理者	条項	管理者の地位及び組織等の管理に関する責任と権限等の規定
医療法	病院等の管理者（医師・歯科医師）	第10条	病院又は診療所の 開設者 は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は 臨床研修等修了医師 に、歯科医業をなすものである場合は 臨床研修等修了歯科医師 に、これを 管理 させなければならない。
		第15条	病院又は診療所の 管理者 は、その病院又は診療所に 勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督 し、その 業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意 をしなければならない。
道路運送法	安全統括管理者 （一般旅客自動車運送事業者）	第22条の2	安全統括管理者（一般旅客自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する 業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位 にあり、かつ、一般旅客自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者）のうちから 選任 する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
			一般旅客自動車運送 事業者は、安全統括管理者を選任 しなければならない。
	運行管理者 （一般旅客自動車運送事業者）	第23条	一般旅客自動車運送 事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者 のうちから、 運行管理者を選任 しなければならない。
			一般旅客自動車運送 事業者は、運行管理者に対し、第二十三条第二項の国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。
海上運送法	安全統括管理者 （一般旅客定期航路事業者）	第10条の3	安全統括管理者（一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位 にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者）のうちから 選任 する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
			一般旅客定期航路 事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任 しなければならない。
			一般旅客定期航路 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見 を尊重しなければならない。

貨物自動車 運送事業法	安全統括管理者 (一般貨物自動車運送 事業者)	第16条	安全統括管理者(一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位 にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者)のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項
			一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
			一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での 意見を尊重しなければならない 。
	運行管理者 (一般貨物自動車運送 事業者)	第18条	一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、 運行管理者資格者証の交付を受けている者 のうちから、 運行管理者を選任 しなければならない。
第22条		一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、第十八条第二項の国土交通省令で定める業務を行うため 必要な権限を与えなければならない	
	一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う 助言を尊重 しなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う 指導に従わなければならない 。		
薬事法	薬局管理者 (薬局)	第7条	許可を受けた者(以下「 薬局開設者 」という。)が 薬剤師 であるときは、自らその 薬局を実地に管理 しなければならない。
			薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する 薬剤師 のうちから 薬局の管理者を指定 してその薬局を実地に管理させなければならない。
		第8条	薬局の 管理者 は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する 薬剤師 その他の従業者を 監督 し、その薬局の 構造設備 及び 医薬品 その他の物品を 管理 し、その他その薬局の業務につき、 必要な注意 をしなければならない。
	薬局の 管理者 は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、 薬局開設者 に対し 必要な意見を述べ なければならない。		
	第9条	薬局 開設者 は、第7条第1項ただし書又は第2項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、第8条第2項の規定による 薬局の管理者の意見を尊重 しなければならない。	
	店舗管理者 (店舗販売業者)	第28条	前項の規定により店舗を実地に管理する者(以下「 店舗管理者 」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、 薬剤師 又は 登録販売者 でなければならない。
		第29条	店舗管理者 は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する 薬剤師 、 登録販売者 その他の従業者を 監督 し、その店舗の 構造設備 及び 医薬品 その他の物品を 管理 し、その他その店舗の業務につき、 必要な注意 をしなければならない。
店舗管理者 は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗の業務につき、 店舗販売業者 に対し 必要な意見を述べ なければならない。			
第29条	店舗販売業者 は、第28条第1項の規定により店舗管理者を指定したときは、前条第2項の規定による 店舗管理者の意見を尊重 しなければならない。		

理容師法	管理理容師 (理容所)	第11条の4	理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、 管理者 (以下「 管理理容師 」という。)を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第2項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。
			管理理容師 は、理容師の免許を受けた後 3年以上理容の業務に従事し 、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した 講習会の課程を修了した者 でなければならない。
美容師法	管理美容師 (美容所)	第12条の3	美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、 管理者 (以下「 管理美容師 」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第2項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。
			管理美容師 は、美容師の免許を受けた後 3年以上美容の業務に従事し 、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した 講習会の課程を修了した者 でなければならない。
食品衛生法	食品衛生管理者 (一定の食品等事業者)	第48条	乳製品、第十条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であって政令で定めるものの製造又は加工を行う 営業者 は、その 製造又は加工を衛生的に管理させる ため、その施設ごとに、 専任の食品衛生管理者 を置かなければならない。ただし、営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。
			食品衛生管理者 は、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、その食品又は添加物の製造又は加工に 従事する者を監督しなければならない 。
			食品衛生管理者 は、前項に定めるもののほか、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反の防止及び食品衛生上の危害の発生の防止のため、当該施設における 衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項 につき、 必要な注意 をするとともに、営業者に対し 必要な意見を述べなければならない 。
			営業者 は、その施設に食品衛生管理者を置いたときは、前項の規定による 食品衛生管理者の意見を尊重しなければならない 。

業務独占資格者の指示等のもとで業務を行う専門資格者の例

法令	業務独占等の資格者	指示等を受ける資格者	(条項)	実施する業務内容等
医療法/ 保健師助産師看護師法	医師・歯科医師	看護師	第5条	この法律において「 看護師 」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する 療養上の世話 又は 診療の補助 を行うことを業とする者をいう。
				(診療の補助)=法令上の範囲が不明瞭。行政と司法の判断不一致があった ・昭和26年9月15日医務局長通知→静脈注射不可 ・平成14年9月30日医政局長通知→ 医師又は歯科医師の指示の下 に行う静脈注射は可とする解釈変更。
	医師・歯科医師	准看護師	第6条	この法律において「 准看護師 」とは、都道府県知事の 免許 を受けて、 医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて 、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。
医療法/ 歯科衛生士法 (DH法)	歯科医師	歯科衛生士	第2条	この法律において「 歯科衛生士 」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、 歯科医師 (歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の 直接の指導の下に 、 歯牙及び口腔の疾患の予防処置 として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。
医療法/ 臨床検査技師等に関する法律	医師・歯科医師	臨床検査技師	第2条	この法律で「 臨床検査技師 」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、 医師又は歯科医師の指示の下に 、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める 生理学的検査 を行うことを業とする者をいう。
			第20条の2	臨床検査技師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、 診療の補助 として採血(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)及び第2条の厚生労働省令で定める 生理学的検査 を行うことを業とすることができる。

医療法/ 診療放射線技師法 (RT法)	医師・歯科医師	診療放射線技師	第2条	この法律で「 診療放射線技師 」とは、厚生労働大臣の 免許 を受けて、 医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射 (撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。)することを 業とする者 をいう。
			第24条の2	診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、 診療の補助 として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて 政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。) を行うことを 業とすることができる 。
医療法/ 理学療法士及び作業療法士法 (PTOT法)	医師	理学療法士(PT)	第2条	この法律で「 理学療法士 」とは、厚生労働大臣の 免許 を受けて、理学療法士の名称を用いて、 医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者 をいう。
		作業療法士(OT)	第2条	この法律で「 作業療法士 」とは、厚生労働大臣の 免許 を受けて、作業療法士の名称を用いて、 医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者 をいう。
		理学療法士(PT) 作業療法士(OT)	第15条	理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、 診療の補助 として 理学療法又は作業療法 を行なうことを 業とすることができる 。
医療法/ 視能訓練士法 (ORT法)	医師	視能訓練士(ORT)	第2条	この法律で「 視能訓練士 」とは、厚生労働大臣の 免許 を受けて、視能訓練士の名称を用いて、 医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査 を行なうことを 業とする者 をいう。
			第17条	視能訓練士は、第2条に規定する業務のほか、視能訓練士の名称を用いて、 医師の指示の下に、眼科に係る検査 (人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生労働省令で定めるものを除く。次項において「 眼科検査 」という。)を行なうことを 業とすることができる 。

	医師	視能訓練士(ORT)	第17条	視能訓練士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、 診療の補助として両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査並びに眼科検査を行うことを業とすることができる。
医療法/ 臨床工学技士法 (CE法, ME法)	医師	臨床工学技士	第2条	この法律で「 臨床工学技士 」とは、厚生労働大臣の 免許 を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、 医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作 (生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び 保守点検を行うことを業とする者 をいう。
			第37条	臨床工学技士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、 診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。
医療法/ 言語聴覚士法 (ST法)	医師・歯科医師	言語聴覚士(ST)	第2条	この法律で「 言語聴覚士 」とは、厚生労働大臣の 免許 を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者 をいう。
			第42条	言語聴覚士は、保健師助産師看護師法(昭和三十二年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、 診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。
医療法/ 義肢装具士法 (PO法)	医師	義肢装具士	第2条	この法律で「 義肢装具士 」とは、厚生労働大臣の 免許 を受けて、義肢装具士の名称を用いて、 医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行うことを業とする者 をいう。
			第37条	義肢装具士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、 診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。

医療法 / 救急救命士法 (EMT法EMTP法)	医師	救急救命士	第2条	この法律で「 救急救命士 」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、 医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業 とする者をいう。
			第43条	救急救命士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、 診療の補助 として 救急救命処置を行うことを業 とすることができる。
船員法 / 船舶職員及び小型 船舶操縦者法	船長 (艦長)	海技士(航海)(機関) (通信)(電子通信)	第7条	(指揮命令権)船長は、海員を 指揮監督 し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに 必要な命令 をすることができる。
			各条	(各海技士は、上記の船長の指揮監督のもと、法律で定められた業務を行う国家資格者)

法令による事業者団体等に関する規定一覧

法令	業種／業態	開業に関する規定	条項	事業者団体に関する規定
建設業法	一般建設業／ 特定建設業	【許可】 ◆2以上の都道府県内の営業＝国交大臣 ◆1つの都道府県内の営業＝知事	第27条の37	建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う 社団 又は 財団 で国土交通省令で定めるもの(以下「 建設業者団体 」という。)は、国土交通省令の定めるところにより、 国土交通大臣 又は 都道府県知事 に対して、国土交通省令で定める事項を【 届け出 】なければならない。
測量法	測量業	【登録】＝国交大臣	—	同法に団体の規定なし
宅地建物取引業法	宅地建物取引業	【免許】 ◆2以上の都道府県内の営業＝国交大臣 ◆1つの都道府県内の営業＝知事	第64条の2	国土交通大臣 は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第1項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる業務を行う者として、【 指定 】することができる。
浄化槽法	浄化槽工事業	【登録】＝国交大臣	—	同法に団体の規定なし
	浄化槽清掃業	【許可】＝市町村長	—	
マンション管理の適正化の推進に関する法律	マンション管理業	【登録】＝国交大臣	第95条	国土交通大臣 は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として【 指定 】することができる。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業	【登録】＝知事	—	同法に団体の規定なし
不動産投資顧問業登録規程(平成12年告示第1828号)	不動産投資顧問業	【登録】＝国交省登録簿	—	同告示に団体の規定なし
旅行業法	旅行業／旅行業者代理業	【登録】＝観光庁長官	第22条の2	観光庁長官 は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、【 指定 】することができる。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理業	【許可】＝市町村長	—	同法に団体の規定なし

する法律	産業廃棄物処理業	【許可】=知事	第13条の12	環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）として【指定】することができる。
	特別管理産業廃棄物処置業	【許可】=知事	—	同法に団体の規定なし
医療法	病院／診療所	◆病院開設=【許可】=知事 ◆（医師でない者）が診療所開設=【許可】=知事	—	同法に団体の規定なし ※医師法→法に団体の規定なし
	医療法人	【認可】（社団又は財団）=知事	—	同法に団体の規定なし
臨床検査技師等に関する法律	衛生検査所	【登録】=知事（又は保健所設置の市・区長）	—	同法に団体の規定なし
道路運送法	一般旅客自動車運送事業	【認可】=国交大臣	—	同法に団体の規定なし
	特定旅客自動車運送事業			
海上運送法	一般旅客定期航路事業	【許可】=国交大臣	—	同法に団体の規定なし
	特定旅客定期航路事業	【許可】=国交大臣		
	貨物的航路事業	【届け出】=国交大臣		
貨物自動車運送事業法	一般貨物自動車運送事業	【許可】=国交大臣	第38条	国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区
	特定貨物自動車運送事業	【許可】=国交大臣		

	貨物軽自動車 運送事業	【届け出】=国交大臣		域(以下この章において単に「区域」という。)に一を限って、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として【指定】することができる。
薬事法	薬局	【許可】=知事	—	同法に団体の規定なし
	医薬品等の製 造販売業	【許可】=国交大臣		
	店舗販売業	【許可】=知事		
理容師法	理容所	【届け出】=知事	—	同法に団体の規定なし
美容師法	美容所	【届け出】=知事	—	同法に団体の規定なし
食品衛生法	飲食店営業等		—	同法に団体の規定なし
		(影響が著しい営業 は) 【許可】=知事		
貸金業法	貸金業者	【登録】 ◆2以上の都道府県 内の営業=総理大臣 ◆1つの都道府県内 の営業=知事	第3章 第25条 ～ 第41条 の12	第3章 貸金業協会 第25条(協会の目的等) 貸金業協会(以下この章において「協会」という。)は、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的とする。 協会は、法人とする。 協会は、全国を地区とするものでなければならない。 協会は、その名称中に貸金業協会という文字を用いなければならない。 協会でない者は、その名称又は商号中に、貸金業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 第26条(設立の認可) 貸金業協会は、貸金業者でなければ、これを設立することができない。 貸金業者は、協会を設立しようとするときは、内閣総理大臣の【認可】を受けなければならない。

調査・検討の経過

- ・ 6月 8日(月): 第1回基本法部会
- ・ 6月23日(火): 第2回基本法部会
- ・ 7月 2日(木): 第3回基本法部会
- ・ 7月14日(火): 第4回基本法部会
- ・ 7月27日(月): 第42回建築設計制度等対応特別委員会(「検討の概要」を精査)
- ・ 7月30日(木): 第5回基本法部会(専門家へのヒアリング)
 - 浅野善治氏(大東文化大学法科大学院教授、元衆議院法制局法制主幹)
 - 河野 久 氏(青山学院大学法科大学院特別招聘教授、元参議院法制局長)
- ・ 8月 7日(金): 第6回基本法部会
- ・ 8月21日(金): 第7回基本法部会
- ・ 9月 3日(木): 第8回基本法部会
- ・ 9月24日(木): 第9回基本法部会
- ・10月 6日(火): 第10回基本法部会
- ・10月19日(月): 第11回基本法部会
- ・11月11日(水): 第43回建築設計制度等対応特別委員会(「中間とりまとめ(案)」を精査)
- ・11月17日(火): 常任理事会において「中間とりまとめ」を報告
- ・11月30日(月): 通常理事会において「中間とりまとめ」を報告
- ・12月 1日(火): 全国会長会議において「中間とりまとめ」を報告
- ・12月 8日(火): 第44回建築設計制度等対応特別委員会
- ・ 1月21日(木): 第45回建築設計制度等対応特別委員会
- ・ 2月12日(金): 第46回建築設計制度等対応特別委員会(専門家へのヒアリング)
 - 秋野卓生氏(弁護士・弁護士法人匠総合法律事務所)
 - 浅野善治氏(大東文化大学法科大学院教授、元衆議院法制局法制主幹)
- ・ 2月19日(金): 常任理事会において「報告書(案)」を承認
- ・ 3月 5日(金): 通常理事会において「報告書(案)」を承認
- ・ 3月 9日(火): 第47回建築設計制度等対応特別委員会(2/19の常任理事会、3/5の通常理事会において承認された旨報告)

建築設計制度等対応特別委員会

(敬称略)

委員長	三栖 邦博	(株) 日建設計／東京会
副委員長	岡本 賢	(株) 久米設計／東京会
委員	小林 志朗	小林設計一級建築士事務所／東京会
	榊原 信一	(株) 織本構造設計／東京会
	佐々木宏幸	(株) 荒井設計／栃木会
	佐野 吉彦	(株) 安井建築設計事務所／大阪会
	望月 淳一	(株) 山下設計／東京会
	高津 充良	(社) 日本建築士事務所協会連合会 専務理事

基本法部会

部会長	岡本 賢	(株) 久米設計／東京会
委員	小林 志朗	小林設計一級建築士事務所／東京会
	佐々木宏幸	(株) 荒井設計／栃木会
	望月 淳一	(株) 山下設計／東京会
	高津 充良	(社) 日本建築士事務所協会連合会 専務理事